

愛媛大学口腔顎面外科同門会・後援会会則

第1条 名称

本会は愛媛大学口腔顎面外科同門会・後援会と称し、事務局を愛媛大学大学院医学系研究科口腔顎面外科学講座教室におく。

第2条 目的

本会は会員相互の親睦をはかるとともに教室および会員の発展を期することを目的とする。

第3条 会員

- (1) 愛媛大学大学院医学系研究科口腔顎面外科学講座に在籍した者および現在在籍している者、また本会の目的に賛同し会員になることを希望され役員会で承認された者。
- (2) 継続して会費を納入している者。
- (3) 転出先、住所変更など、名簿記載事項に異動のある者は事務局に届けるものとする。

第4条 役員

- (1) 本会に次の役員をおく。
会長、副会長、幹事若干名、会計監事
- (2) 会長は当講座に在籍経験者の中から役員会で協議推薦し、総会の議決により決定する。
- (3) 役員は会長が推薦し、総会の承認を得たものをこれにあてる。
- (4) 本会に名誉会長ならびに顧問をおくことができる
- (5) 役員は総会で会員により選出し、任期は3年とする。
ただし、再任をさまたげない

第5条 事業

- (1) 会員総会は年1回開催し、会務会計を報告する。
- (2) 懇親会は年1回開催するほか、本会の目的に応ずる事業を行うものとする。
- (3) 臨時総会、役員会は必要に応じて開催する。
- (4) 開業した会員へ開院祝いを寄贈する。
- (5) 年間を通じ優秀な論文の執筆者1名に対し同門会・後援会賞を授与する。
- (6) 若手医局員への支援として、年間50万円を寄付する。
- (7) 不定期で研修会を開催する。

第6条 会費

会費は年額5千円、在籍経験がない者は1万円とし、会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第7条 会則に定めなき事項は役員会で決定する。

付則 会則の改正は総会の決議による。総会の議決は出席者の半数以上をもって成立する。なお委任状がある場合は出席扱いとし、総会の議決には委任状も加えることができる。

平成9年11月15日制定

平成11年11月6日一部改正

平成12年11月11日一部改正

平成17年7月9日一部改正

平成19年7月7日一部改正

平成20年6月28日一部改正

平成23年7月21日一部改正

令和2年2月1日一部改正

令和5年9月2日一部改正

令和7年11月1日一部改正